

よくある質問

【調査の趣旨等】

Q1. なぜ、当事業所が調査対象に選ばれたのか。

A1. 愛知県内の事業所から無作為に抽出させていただいております。

Q2. 必ず、回答しなければならないのか。法律で決まっているのか。

A2. 本調査は、法律上、回答が義務付けられているものではありませんが、産業廃棄物の適正処理に関する施策を展開していくためには、実態を正確に把握しておく必要がありますので、調査対象となられた事業所の皆様におかれましては、御多忙のところお手数をおかけしますが、御協力をお願いいたします。

Q3. 他の調査（多量排、マニフェスト報告）と重複しているのではないのか。

A3. 本調査は、県内のさまざまな業種の方を対象に、県内で発生する産業廃棄物の処理状況を正確に把握しようとするものです。法令等による実績報告書の提出等と重複して調査対象となられた事業所の皆様には、重ねてお手数をお掛けしますが、御協力をお願いします。

Q4. この調査は毎年実施しているのか。

A4. 5年に1度程度の頻度で実施しており、前回は令和2年度に実施いたしました。

Q5. 県が委託した事業者から回答内容が外に漏れることが心配なのだが。

A5. 県と委託事業者間で秘密の保持を定めた契約を締結しておりますので、ご協力をお願いします。

Q6. 回答すると何かインセンティブはあるのか。

A6. 県の次期廃棄物処理計画の基礎調査であり、回答者に対して何らかインセンティブを付与することはありません。

【調査票の記入方法について】

Q7. 現在事業をしていない、あるいは、現在休業中の事業所の場合はどうするのか。

A7. 令和6年度当時に事業を営んでいた場合は、現在の事業所の実態にかかわらず、回答をお願いいたします。

Q8. 事業所が県外へ移転し、郵便物がその移転先へ転送されてきたが。

A8. 調査対象年度（令和6年度）当時に愛知県内で事業を営んでいた場合は、移転前の事業所名、住所等を調査票（その1）に記入して返送してください。

Q9. 事業所は愛知県内だが、工場が県外にある場合、工場の分も記入する必要があるのか。

A9. この調査では、調査票が送付された事業所内で発生した産業廃棄物等だけが記入の対象になりますので、送付された事業所以外から発生するものについては、記入の必要はありません。

ただし、建設業の方は、愛知県内で行った工事で発生した廃棄物の量を記載してください。

Q10. 県内の他所に工場、支店がある場合、その分まで記入するのか。

A10. この調査では、調査票が送付された事業所内で発生した産業廃棄物等だけが記入の対象になります。送付された事業所以外から発生するものについては、記入の必要はありません。

ただし、建設業の方は、愛知県内で行った工事で発生した廃棄物の量を記載してください。

Q11. 封筒に印字された住所や事業所名が違うのだが。

A11. 申し訳ありませんでした。調査票への記入は印字されたものではなく、正しい内容でお願いします。

Q12. 調査票用紙を再送してほしい。

A12. ホームページからダウンロードが可能です。

<https://www.gr-eco.co.jp/aichi-sp/DL.html>

Q13. なぜ製造品出荷額、従業者数を書かないといけないのか。

A13. 本調査は抽出調査方式を採用しており、御回答いただいた製造品出荷額・従業者数のデータをもとに、愛知県全域から発生する産業廃棄物の総量を推計する方法をとっています。御回答いただいた調査票個々の内容につきましては、公表や他の目的への使用は一切行いませんので御協力をお願いします。

Q14. いつ発生した廃棄物を記載すればよいのか。

A14. 調査票が送付された事業所から令和6年度中に発生した産業廃棄物です。

ただし、建設業の方は、令和6年度に愛知県内で行った工事で発生した廃棄物の量を記載してください。

Q15. 一般廃棄物のみで、産業廃棄物はないのだが調査票（その2）は記入する必要があるのか。

A15. 産業廃棄物が発生しない場合は、調査票（その2）の記入は不要です。

Q16. 発生した廃棄物量が記載してある単位で記入できない。

A16. 重量換算表を参考に換算して記入してください。

重量換算表(参考値)

種 類	換算係数 (t/m ³)
燃 え 殻	1.14
汚 泥	1.10
廃 油	0.90
廃 酸	1.25
廃 ア ル カ リ	1.13
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	0.35
紙 く ず	0.30
木 く ず	0.55
織 維 く ず	0.12
動 植 物 性 残 さ	1.00
動 物 系 固 形 不 要 物	1.00
ゴ ム く ず	0.52
金 属 く ず	1.13
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
鋳 さ い	1.93
が れ き 類	1.48
動 物 の ふ ん 尿	1.00
動 物 の 死 体	1.00
ば い じ ん	1.26
上記産業廃棄物を処分するために処理したもの	1.00
建 設 混 合 廃 棄 物	0.26
廃 電 気 機 械 器 具	1.00
感 染 性 産 業 廃 棄 物	0.30
廃 石 綿 等	0.30

【例】木くず 8m³を排出した場合の重量(t)換算

$$8\text{m}^3 \times 0.55 \text{ t/m}^3 = 4.4\text{t}$$

Q17. 産業廃棄物の処理をマニフェストの交付が不要な相手に依頼したが、この分も調査の対象になるか。

A17. マニフェスト交付の如何にかかわらず、排出した産業廃棄物全てが対象になります。

Q18. A事業所で発生した廃棄物を一度、自社の別のB事業所に移送し、そこから処理業者が回収した。
この場合はどちらの事業所で発生したという扱いのなるのか。

A18. A事業所から廃棄物としてB事業所に移送したのであれば、A事業所で発生したものになります。